

運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和型通所サービス
クイーンオランジュ南町

(事業の目的)

第1条 この規程は医療法人社団映寿会が開設するクイーンオランジュ南町（以下「事業者」という。）が行う基準緩和型通所サービス（以下「事業」という。）の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従業者が、要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「利用者」という。）に対し適正な基準緩和型通所サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 クイーンオランジュ南町
- (2) 所在地 石川県金沢市高岡町 12-15 ロイヤルシャトー南町

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する従業者の職種員数及び職務内容は次のとおりとする。

【基準緩和型通所サービス】

- (1) 管理者 1人

事業者の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従事者 1名以上（兼務を含む）

従事者は管理者の指示に従い、基準緩和型通所サービスの業務に当たる。

- (3) 機能訓練指導員 1名（兼務を含む）

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

但し、お盆（8月13日～16日の内、法人が定める連続する3日間を休日とする。）年末年始（12月28日～1月3日）は除く。

(2) 営業時間 9：30～17：30

(3) サービス提供時間 10：00～11：30、12：45～14：15、
15：15～16：45

(事業の利用定員)

第6条 事業者の利用定員は、基準緩和型通所サービス18名とする。

(内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は金沢市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

(1) 日常生活動作の機能訓練

(2) 健康状態チェック

(3) 送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 利用者の希望によるレクリエーション等の物品及びその他 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受け てもらうよう指示をする。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治医からの指示事項がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときには速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって事業に適さないと判断される場合には、
サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対処法)

第10条 サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年3回行うものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受け入れに配慮するものとする。

(苦情処理)

第12条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供したサービスに関し、市町村等が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（地域包括支援センター職員）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱に努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者でのサービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への個人情報については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理及び事業従業者等の健康管理等)

- 第15条 事業者は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業者は、事業従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(記録の整備)

- 第16条 事業者は利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 基準緩和型通所サービス計画書
 - (2) 具体的なサービスの内容
 - (3) 市町村への通知
 - (4) 苦情の内容
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第18条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該通所者または他の通所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会の承認をもって行い、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準緩和型通所サービス〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての基準緩和型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
 - (2) 定期研修 年 1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 映寿会が定めるものとする。

附則

- ・令和 2 年 10 月 15 日策定
- ・この規程は令和 6 年 11 月 1 日より施行する。